

# 花巻市公開型GIS導入及び住民公開基盤データ整備業務

## プロポーザル実施要領



令和6年3月

花巻市

## 1 趣旨・目的

本市が共有している各種地図情報をオープンデータとして一元管理できるプラットフォーム（公開型GIS）を構築し、行政情報をタイムリーに公開することにより、市民等が必要な時にインターネット上で閲覧・確認できるように住民サービスの向上を図るほか、従来の来庁による窓口閲覧等の住民負担の軽減を図る。プラットフォームの構築（公開型GIS）にあたって、各部署が保有している都市計画図、道路台帳、下水道台帳、ハザードマップ、農業振興区域等の情報を庁内で共有できる地図データ連携プラットフォーム（統合型GIS）を構築する。この構築により、各種行政情報の分析・解析などの高度利用が促進され、本市の土地活用の検討へ活用する。また、地図データ連携プラットフォーム（統合型GIS）を構築するにあたり、基盤情報となる都市計画図の多くは、平成18年1月1日の1市3町の合併時点の紙媒体の図面を電子化したもので最新の図面となっていないため、都市計画区域全部の更新を行うものである。

その「花巻市公開型GIS導入及び住民公開基盤データ整備業務委託」について、最も適した受注候補者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

花巻市公開型GIS導入及び住民公開基盤データ整備業務

### (2) 業務内容

本要領及び別紙「花巻市公開型GIS導入及び住民公開基盤データ整備業務仕様書」に記載のとおり。

### (3) 業務履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (4) 提案上限額

199,650,000円（税込）

本業務に関する費用の上限額は上記のとおりとする。また、上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

なお、本業務の実施に関しては、契約候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と契約候補者で協議の上、決定する。また、本業務契約後の実際の業務内容や進め方については、随時、発注者と受注者との協議し決定するものとする。本契約は、国の令和5年度補正事業のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の採択決定を受けることを前提とした年度開始前の事前手続きであり、不採択の場合は、契約を締結しないものである。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる全ての資格要件を満たす者とする。本

業務は、設計共同体の参加を認める業務であり、その取扱いについては、以下のとおりとする。なお、構成員は、他の設計共同体の構成員及び単体の資格者として本業務に重複して参加することはできないこととする。構成員は、設計共同体の運営形態を明確にするため、設計共同体協定書を締結するものとする。

### 3-1 単体企業で参加の場合

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5・6 年度花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格を有し、花巻市建設関連業務委託登録名簿の「測量」並びに「建設コンサルタント」に登録している者であること。
- (3) 入札公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 岩手県内に本社、または支店（営業所）を有する者であること
- (8) 過去 5 年間で、地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。
  - ① 都市計画図作成又は更新について、1 件の契約による 1 会計年度内の実績が 300k m<sup>2</sup>以上の実績を有すること。
  - ② 統合型GIS及び公開型GISの構築業務の実績を有すること。
- (9) 業務仕様書に記載する要件を満たす管理技術者、照査技術者、担当技術者を本業務の実施体制として配置可能なこと。
- (10) 一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) による地域情報プラットフォーム

準拠製品（2019～2022）として、GISユニットの登録があり、かつ相互接続確認を行った製品を自社で登録・保有していること。

(11) 企業としてセキュリティ管理システムや品質・環境マネジメントシステムが十分に確立されている証明として、下記に示す承認・認証を受けていること。

- ① 情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（JIS Q 27001）
- ② 個人情報マネジメントシステム：プライバシーマーク（JIS Q15001）
- ③ 「クラウドセキュリティマネジメントシステム：ISO/IEC 27017
- ④ IT サービスマネジメントシステム：ISO/IEC 20000
- ⑤ LGWAN-ASP サービス提供者として登録されていること
- ⑥ 品質マネジメントシステム（ISO9001）
- ⑦ 環境マネジメントシステム：ISO14001（JISQ14001）

(12) 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）を利用することから、公開型GISについては、別紙1「デジタル田園都市国家構想交付金—モデル仕様書（公開型GIS）—」の必須要件を全て満たす提案が可能なこと。

(13) 市での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること。

### 3-2 設計共同体で参加の場合

(1) 全ての構成員が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 全ての構成員が令和5・6年度花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格を有し、花巻市建設関連業務委託登録名簿の「測量」並びに「建設コンサルタント」に登録している者であること。

(3) 全ての構成員が入札公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(4) 全ての構成員が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 全ての構成員が事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- 若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 全ての構成員が参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 全ての構成員が岩手県内に本社、または支店（営業所）を有する者であること。
- (8) 代表者たる構成員が過去5年間で、地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。
- ① 都市計画図作成又は更新について1件の契約による1会計年度内の実績が300k㎡以上の実績を有すること。
- ② 統合型GIS及び公開型GISの構築業務の実績を有すること。
- (9) 代表者たる構成員が業務仕様書に記載する要件を満たす管理技術者、照査技術者、担当技術者を本業務の実施体制として配置可能なこと。
- (10) 代表者たる構成員が一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)による地域情報プラットフォーム準拠製品(2019～2022)として、GISユニットの登録があり、かつ、相互接続確認を行った製品を自社で登録・保有していること。
- (11) 代表者たる構成員が企業としてセキュリティ管理システムや品質・環境マネジメントシステムが十分に確立されている証明として、下記に示す承認・認証を受けていること。
- ① 情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS (JIS Q 27001)
- ② 個人情報マネジメントシステム：プライバシーマーク (JIS Q15001)
- ③ 「クラウドセキュリティマネジメントシステム：ISO/IEC 27017
- ④ ITサービスマネジメントシステム：ISO/IEC 20000
- ⑤ LGWAN-ASP サービス提供者として登録されていること
- ⑥ 品質マネジメントシステム (ISO9001)
- ⑦ 環境マネジメントシステム：ISO14001 (JISQ14001)
- (12) 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)を利用することから、公開型GISについては、別紙1「デジタル田園都市国家構想交付金—モデル仕様書(公開型GIS)—」の必須要件を全て満たす提案が可能なこと。
- (13) 構成員全員が市での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること。
- (14) 前項までのすべてを満たす3者以内で自主編成する設計共同体であること。
- (15) 構成員の分担業務が、設計協同体協定書において明らかであること。
- (16) 構成員の中で最も大きな施行能力を有する者を代表者とする事と設計協同体協定書において明らかにすること。
- (17) 設計協同体協定書は任意様式によるものであること。
- (18) 構成員が、他の設計協同体の構成員になっていないこと。

#### 4 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

##### (1) 受付期間

令和6年3月21日（木）～令和6年4月5日（金）午後5時15分（必着）

##### (2) 申込方法

以下に記載の必要書類各1部を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。なお、持参の場合は、市役所執務時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで）に提出すること。

##### (3) 提出書類

① プロポーザル方式参加申込書（様式1）

② 会社概要書（様式2）

③ 財務諸表（「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」を最新3年分）

④ 業務実績調書（様式3）

⑤ 業務実施体制（様式4）

⑥ 配置予定技術者経歴書（様式5）

※ 設計協同体で参加する場合は、代表者、構成員ともに上記書類を作成し提出するものとする。

##### (4) 提出先

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号  
花巻市役所総合政策部秘書政策課企画調整係

##### (5) 結果通知

参加資格審査については、参加申込があり次第随時行い、参加資格結果通知書を申込書記載の連絡先に送付する。

#### 5 質問の受付と回答方法

本プロポーザルの内容について不明な点がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

##### (1) 受付期限

令和6年3月29日（金）午後5時

##### (2) 質疑方法

質問書（様式6）に記入の上、電子メールにて送信すること。

##### (3) 回答方法

令和6年4月3日（水）午後5時までに、受け付けたすべての質問に対する回答を取りまとめ、参加事業者全員に電子メールで送付する。また、花巻市ホームページにおいても公開する。

##### (4) 受付先

花巻市総合政策部秘書政策課企画調整係

E-mail: keiei@city.hanamaki.iwate.jp

## 6 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、次に記載する企画提案に係る書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年4月9日（火）午後5時15分（必着）

### (2) 提出方法

以下に記載の必要書類を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。なお、持参の場合は、市役所執務時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで）に提出すること。

なお、企画提案書は、正本版1部と副本版15部とし、企業名の記載、押印等は、正本版のみに行い、副本版については別途通知する呼称を記載し、企画提案者を特定することができる内容（具体的な会社名及び記号等）の記述を行わないこと。

### (3) 提出書類

#### ア 企画提案書

- ・ A4判（補足資料等においては、必要に応じ折り込みA3判も可）
- ・ 両面印刷（40ページ以内）
- ・ 仕様書の内容を網羅するとともに、下記の項目を含めて明瞭・簡潔に作成すること
  - ① 共通事項（業務実施方針・業務実施体制・業務実施工程）
  - ② 都市計画基本図修正
  - ③ システム搭載用レイヤ整備
  - ④ システム全体内容
  - ⑤ 統合型GIS構築
  - ⑥ 公開型GIS構築
  - ⑦ 情報セキュリティ対策
  - ⑧ 運用・保守・職員研修
  - ⑨ 追加提案・アピールポイント

#### イ システム機能要件確認表（別紙3、別紙4）

システム要件の対応可否を「○」又は「×」で記入すること。なお、現時点では対応できていない場合であっても、別な手法等で対応できる場合又は稼働までに対応可能な場合は「○」とすること。

#### ウ 見積書【様式自由、枚数自由】

- ・ 「本業務にかかる経費」を明示すること。
- ・ システム導入後、令和7年3月1日から令和9年3月31日までのシステム運用にかかる経費（システム利用料・保守運用費等）を明示すること。なお、シス

テム運用にかかる経費も、「2（4）提案上限額」に含むものとする。

(4) 提出先

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号  
花巻市役所総合政策部秘書政策課企画調整係

## 7 審査項目及び配点

(1) 審査・選考の方法

- ① 審査は、提出された書類の審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者へのヒアリング審査を実施し、市が設置するプロポーザル選定委員会の委員により審査を行う。
- ② 参加者が4者を超えた場合は、2段階で審査を行う。一次審査（書類審査）の評価結果上位3者が二次審査（提案書・プレゼンテーション・提案価格）に進み、一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。なお、参加者が4者以内であっても一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。
- ③ 審査の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位になった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容を基に契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。
- ④ 期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。ただし、次点者との契約締結を確約するものではない。
- ⑤ 契約候補者等の審査に関する詳細日程は、参加者に対し別途通知する。
- ⑥ 選定委員会に関する事項は、「花巻市公開型GIS導入及び住民公開型基盤データ整備業務委託プロポーザル選定委員会設置要領」に定める。
- ⑦ 応募者が1者のみであっても、最低基準点（合計点の6割）である4,800点を超えた場合は、契約候補者とする。
- ⑧ 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

## 8 プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要

(1) 日時

令和6年4月23日（火）（予定）

※詳細は参加資格結果通知書に記載する

(2) 会場

花巻市役所 3階会議室（予定）

(3) 概要

① 所要時間

- ・ 準備（10分）
- ・ プレゼンテーション及びシステムデモンストレーション（40分）



- ・委員によるヒアリング（10分）
- ・片づけ（5分）

②内容

提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施するとともに、統合型GIS・公開型GISについては実際に稼働を想定する環境にてシステムの機能性や操作性等についてデモンストレーションを実施するものとする。

③参加人数

業務に従事する者が説明するものとし、7人まで参加可能とする。なお、本業務に従事しない外部委託などの派遣社員による説明は認めないものとする。

④使用機器

会場に用意するスクリーン及びプロジェクターの使用を認める。

ただし、パソコン等の機器類は各自準備すること。

LGWAN 回線を利用したシステムデモンストレーションを行う際は発注者が準備した回線に接続して実施するものとする。

⑤その他

プレゼンテーションでは、提案書の要点等を纏めた別資料のスクリーンへの投影等は認めるが、資料配布は一切認めない。なお、提案者は別途通知する呼称を記載し、企画提案者を特定することができる内容（具体的な会社名や記号等）の発言は行わないこと。

(4) 評価項目及び評価基準

審査における評価項目、評価内容及び配点は、別紙2「審査項目・配点一覧」のとおりとする。

9 スケジュール

(1) プロポーザルのスケジュール（予定）

内 容	日 時
基本方針の策定	令和6年3月上旬
実施要領およびプロポーザル選定委員会設置要綱の策定	令和6年3月上旬
プロポーザル選定委員会の開催 (審査方針決定)	令和6年3月18日(月)
公告・実施要領の配布	令和6年3月21日(木)
参加申込の受付	令和6年3月21日(木)～4月5日(金)
参加資格審査期間	令和6年3月21日(木)～4月10日(水)
質疑受付期間	令和6年3月21日(木) ～令和6年3月29日(金)午後5時まで

質疑に対する市の回答期限	令和6年4月3日(水)
プロポーザル選定委員会の開催 (一次審査)	※参加者が4者を超える場合
一次審査結果通知	※参加者が4者を超える場合
企画提案書提出期限	令和6年4月9日(火)午後5時まで
審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年4月23日(火)
審査結果通知 見積書及び積算内訳書の徴収	令和6年4月26日(金)
見積書及び積算内訳書の審査	令和6年4月30日(火)～5月10日(金)
契約締結	令和6年5月上旬

(2)業務のスケジュール

契約内容	内 容	日 時
	プロポーザル実施要領等の作成	令和6年3月上旬
	プロポーザル実施	令和6年3月下旬～4月下旬
	契約締結	令和6年5月上旬
令和6年度事業	都市計画基本図修正	令和6年5月上旬～令和7年1月下旬
	システム搭載レイヤ整備	令和6年5月上旬～8月下旬
	統合型GIS構築	令和6年5月上旬～令和7年2月下旬
	公開型GIS構築	令和6年5月上旬～令和7年2月下旬
	操作研修及びマニュアル作成	令和7年2月下旬
	システム最終調整	令和7年2月下旬
	システム運用開始	令和7年3月1日
	システム運用保守	令和7年3月末
令和7年度以降	システム運用保守	令和7年4月～

10 その他留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ①本件の提案に基づく契約の件名は、「花巻市公開型GIS導入及び住民公開基盤データ整備業務」とする。
- ②契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。契約候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様反映し、再度見積合わせを行う。
- ③契約方法及び支払方法は、花巻市財務規則(平成18年花巻市規則第60号)の規定による。

- ④本契約は、国の令和5年度補正事業のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の採択決定を受けることを前提とした年度開始前の事前手続きであり、不採択の場合は、契約を締結しないものである。

(2) プロポーザルに係る留意事項

- ①本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- ②企画提案参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- ③辞退する場合、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。
- ④公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
- (ア)「3 参加資格要件」を満たしていない場合
- (イ)提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
- (ウ)本要領に適合しないと認められる場合
- (エ)提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (オ)本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (カ)参考見積額が提案上限額を超えている場合
- (キ)その他定める手続、方法等を遵守しない場合
- ⑤提出物は返却しない。
- ⑥提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- ⑦提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
- ⑧本市から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- ⑨この募集に伴い収集した個人情報、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- ⑩本件に係る情報公開請求があった場合には、花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- ⑪本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。

## 11 担当部署

花巻市 総合政策部秘書政策課企画調整係 担当 八重樫  
〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号（花巻市役所本庁本館2階）  
電話番号：0198-41-3503（ダイヤルイン） FAX：0198-24-0259  
メール：keiei@city.hanamaki.iwate.jp